



(本発表のお問い合わせ先)

企業立地推進課

広報資料取扱主任： 谷本 真一

電話： 839-2412

有限会社手ぬぐい工房ポスター堂を高松市企業誘致条例に 基づく助成措置対象企業に指定しました

この度、有限会社手ぬぐい工房ポスター堂が、手ぬぐい工房 第2作業場の新設を決定し、同社を高松市企業誘致条例に基づく助成措置対象企業に指定しました。

1 手ぬぐい工房 第2作業場 投資概要（予定）

【所在地】	高松市鬼無町鬼無634-1
【建築面積】	115.93㎡
【業務開始】	令和7年7月31日
【投資額】	約4,000万円
【新規雇用】	5名
【事業内容】	手ぬぐいの手捺染
【担当者】	有限会社手ぬぐい工房ポスター堂 代表取締役 鹿戸 裕之 TEL：087-881-1616

2 法人概要

【社名】	有限会社手ぬぐい工房ポスター堂
【設立】	昭和57年7月1日
【本社所在地】	高松市鬼無町鬼無257-11
【代表者】	代表取締役 鹿戸 裕之
【事業内容】	手ぬぐいのデザイン、染色、販売
【資本金】	300万円

3 優遇措置

【高松市企業誘致条例による助成】

投下固定資産額に対する一定割合の助成、新規雇用者数に応じた助成を予定しています。

4 工場の新設に伴うサポート

工場の新設に当たっての各種行政手続などについて、ワンストップサービス窓口としてサポートしてきました。